

# 君津市の区域の水道料金、加入負担金、手数料の一覧

(令和2年4月1日現在)

## 1. 水道料金

(1) 一般用 (税込)

メーターの口径	基本料金	水量料金 (1m <sup>3</sup> につき)
20mm以下	1,980円	1~20m <sup>3</sup> … 132円
25mm	3,960円	21~40m <sup>3</sup> … 225円50銭
30mm	8,800円	41~60m <sup>3</sup> … 257円40銭
40mm	18,480円	61~100m <sup>3</sup> … 369円60銭
50mm	49,500円	101~200m <sup>3</sup> … 401円50銭
65mm	75,900円	201~500m <sup>3</sup> … 442円20銭
75mm	113,300円	501m <sup>3</sup> 以上 … 484円
100mm	226,600円	
125mm	366,300円	
150mm	653,400円	

水道料金は、2ヶ月ごとの請求となり、基本料金と水量料金を合算した金額で請求させていただきます。

(2) 臨時用 (税込)

水量	水量料金
1m <sup>3</sup> につき	660円

## 2. 加入負担金

給水装置工事のうち、新たに水道を敷設する工事や給水能力を増やす工事をする際に、加入負担金をいただいております。金額は市域にかかわらず一律です。

(税込)

給水管の口径	負担金額
13mm	110,000円
20mm	297,000円
25mm	506,000円
30mm	770,000円
40mm	1,540,000円
50mm	2,750,000円
65mm	5,170,000円
75mm	7,370,000円
100mm	15,400,000円
125mm	26,400,000円
150mm	41,800,000円
200mm	85,800,000円
250mm	151,800,000円
300mm	240,900,000円

## 3. 手数料

水道の開栓や閉栓、工事の申請手続き等をする際に、手数料をいただいております。金額は市域にかかわらず一律です。

区分	額
給水工事申請手数料	水道メーター1個につき 4,000円 (非課税)
指定給水装置工事事業者を指定するとき	1件につき 50,000円 (非課税)
水道の使用を開始するとき	1件につき 550円 (税込)
水道の使用を中止するとき	1件につき 550円 (税込)